

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01036

研究課題名(和文)「特別都市建設法」の文化ポリティクスをめぐる地理学的研究

研究課題名(英文) A geographical reflection of the cultural politics to the Special City Construction Law

研究代表者

加藤 政洋 (Kato, Masahiro)

立命館大学・文学部・教授

研究者番号：30330484

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、戦後、日本の各都市が、いかにして都市の再建・復興を成し遂げたのかという問いを立て、当時の都市建設・復興(都市再建)に固有の理念と空間的な論理を地理学的な観点から明らかにすることを目的とした。この目的を達成するために着目したのが、「特別都市建設法」にまつわる文化ポリティクスである。1950年6月「首都建設法」を端緒とする都市建設法は、まさに戦後復興期における都市再建の理念そのものと呼ぶにふさわしく、立法をめぐる動向について現地で資料を収集するなどして、比較検討を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦後の占領下、一時的にであれ進駐・駐留した軍隊と日常的な接点を持つところとなった各都市において、都市建設法の制定はどのような意味をもっていたのか、そしてどのように都市は言説(表象)と空間(物的次元)の双方において(再)構築されていったのかという二点を、文化・歴史地理学の視点から問うという点において、本研究は学術的な意義を有しているものと考えられる。

また、本土復帰直前の沖縄において、基地都市ともいべきコザ市で立法を視野に入れた活動が行なわれ、結果として「国際文化観光都市」がなされた過程を明らかにしたことは、沖縄の歴史地理的状况を考えるうえでも意義を持つであろう。

研究成果の概要(英文)：This study aims to explore how each city in Japan achieved urban reconstruction and recovery in the post-war period, with a focus on revealing the unique ideologies and spatial logics inherent in urban construction and reconstruction (urban redevelopment) from a geographical perspective. To achieve this objective, I have focused on the cultural politics surrounding the "Special City Construction Law." The urban construction laws, initiated by the "Capital Construction Law" in June 1950, are indeed fittingly described as the very essence of urban redevelopment during the post-war reconstruction period. I attempted comparative analysis by collecting local data on legislative trends and examining them.

研究分野：人文地理学

キーワード：特別都市建設法 文化ポリティクス 国際観光 国際文化 占領 世界恒久平和 コザ

1. 研究開始当初の背景

終戦から70年以上の歳月が過ぎ、「戦後」が確固たる歴史研究の対象となった昨今、人文地理学をはじめとする周辺分野でも、ゆるやかに問題関心を共有しながら、都市再建の諸過程をめぐる研究が開始されている。従来、都市地理学や歴史地理学ではあまり取り上げられることのない戦後の都市（昭和20年代～30年代前半）を対象として、「都市建設法」の文化ポリティクスをめぐる地理学研究に取り組むのは、栗田尚弥編『地域と占領』（2007年）などにはじまり、西川祐子『古都の占領』（2017年）、本岡拓哉『「不法」なる空間に生きる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』（2019年）、西井麻里奈『広島復興の戦後史 廃墟からの「声」と都市』（2020年）などの近年の研究書に代表されるごとく、人文地理学はもとより隣接諸分野においても、都市再建過程における「空間」の生産・再編を通じて、戦後の日本社会の変容を描き出す取り組みがなされてきているからにはほかならない。

これらは、いずれも「生活史」を基盤として語り起こす点に特色があり、注目すべき成果をおさめているものの、全国を俯瞰した上で都市スケールに再照準する場合、都市建設法の成立が各都市の再建や改造にどのように関与し、その結果、どのような（表象の）空間が生産されたのかという点については、原爆の投下された広島・長崎をのぞけば、ほとんど明らかにされていないことに気づかされる。

戦後の都市は自律／自立的に復興を遂げたのではない。さまざまな制限・制約のもとで、政治経済的な力学が複雑に作用し、社会的な諸問題が続発するなかで、既存の都市構造に立脚しながらも、時には大胆な土地利用の転換を推進するなどして、多様な問題を対処療法的に除去・解決しながら、都市の再建が推し進められた。本研究は、都市建設（実際には再建）の理念の支柱というべき「特別都市建設法」を各都市の歴史地理的な文脈に定位し、文化ポリティクスの次元と（表象の）空間の生産過程をあわせて問い込むものである。

2. 研究の目的

本研究では、先の戦争で大規模な被害を受けた日本の各都市が、戦後、連合軍が進駐し、事実上、米軍の占領下に入るといった特異な状況を経て、いかにして都市の再建・復興を成し遂げたのかという問いを立て、当時の都市建設・復興（都市再建）に固有の理念と空間的な論理を地理学的な観点から明らかにすることを目的としている。計画を立案するにあたり、創発的な研究とすべく、一本の補助線として一連の「特別都市建設法」にまつわる文化ポリティクスを挿入した。

知られるように、1950年6月「首都建設法」を端緒とする都市建設法は、翌1951年の夏にかけて、「国際観光温泉文化都市」、「国際港都」、「国際文化観光都市」など、この2年のうちに10を超える都市を対象として次々に立法されていった。1952年のサンフランシスコ講和条約に先んじて制定された一連の都市建設法は、まさに戦後復興期における都市再建の理念そのものと呼ぶにふさわしい。

占領下、一時的であれ進駐・駐留した軍隊と日常的な接点を持つところとなった各都市において、都市建設法の制定はどのような意味をもっていたのか、そしてどのように都市は言説（表象）と空間（物的次元）の双方において（再）構築されていったのか。本研究はこの二点を問う、文化・歴史地理学の実践となる。

3. 研究の方法

研究期間のなかで本研究の目的を達成するために、まず(1) 英語圏を中心とした文化・社会・政治地理学における「空間の生産」と「文化ポリティクス」に関する文献を精読し、経験的な研究への展開を可能にすると思われる論点を導出した。

次いで、(2) 各都市の所在する県の図書館・公文書館を中心に、法律の制定をめぐる動向や立法後の都市建設過程を把握することのできる資料の調査・収集を行なった。

そして、(3) 復興期における各都市の状況をふまえつつ、〈国際〉を謳う都市建設理念の内実を検討した。さらに、制定後の法にもとづく都市建設（ハードのみならずソフト面も含む）の具体を、質的・言説的データを組み上げることで明らかにし、戦後日本における「特別都市建設法」の意味ないし意義を地理学的な文脈のなかに再定位するべく試みた。

4. 研究成果

敗戦後、占領下の日本において成立した「都市建設法」を整理するならば、次のようになる。

年	月日	法律	名 称
1949	0806	第 219 号	広島平和記念都市建設法
1949	0809	第 220 号	長崎国際文化都市建設法
1950	0628	第 219 号	首都建設法
	0628	第 220 号	旧軍港市転換法
	0718	第 221 号	別府国際観光温泉文化都市建設法
	0725	第 222 号	伊東国際観光温泉文化都市建設法
	0801	第 233 号	熱海国際観光温泉文化都市建設法
	1021	第 248 号	横浜国際港都建設法
	1021	第 249 号	神戸国際港都建設法
	1021	第 250 号	奈良国際文化観光都市建設法
	1022	第 251 号	京都国際文化観光都市建設法
1951	0301	第 7 号	松江国際文化観光都市建設法
	0303	第 8 号	芦屋国際文化住宅都市建設法
	0401	第 117 号	松山国際観光温泉文化都市建設法
	0815	第 253 号	軽井沢国際親善文化観光都市建設法

衆議院「制定法律情報」

(http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/housei/menu.htm) より作成。

これら一連ともいうべき都市建設法の目的を整理すると、次のようになる。

- (1) 首都建設法——「東京都を新しく我が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得よう計画し、建設することを目的とする」。
- (2) 旧軍港都市転換法——「旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする」。
- (3) 別府国際観光温泉文化都市建設法——「国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、別府市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする」。[伊東市・熱海市・松山市も同文。]
- (4) 横浜国際港都建設法——「横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得よう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする」。[神戸市も同文。]
- (5) 奈良国際文化観光都市建設法——「奈良市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが国の経済復興に寄与するため同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする」。[京都市も同文]
- (6) 松江国際文化観光都市建設法——「松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする」。
- (7) 芦屋国際文化住宅都市建設法——「芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする」。
- (8) 軽井沢国際親善文化観光都市建設法——「軽井沢町が世界において稀にみる高原美を有し、すぐれた保健地であり、国際親善に貢献した歴史的実績を有することにかんがみ、国際親善と国際文化の交流を盛んにして世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光施設を整備充実して外客の誘致を図り、わが国の経済復興に寄与するため、同町を国際親善文化観光都市として建設することを目的とする」。

これらは、いずれも憲法第 95 条に基づく住民投票（過半数の賛成）を経て制定されたわけであるが、注目すべきはそれらのほとんどが世界の「恒久平和」ならびに「国際文化の向上」を謳っている点であろう。

しかしながら、実態としては法律にもとづく「都市計画」の実施を旨とするのが「都市建設法」の実態であり、それは首都建設法においても変わりはない。先んじて立法された「広島平和記念都市建設法」は、都市再建のために「軍用地の払下げ・無償譲与あるいは特別な補助金の交付」を求めべく働きがなされた結果として成立したのであった（『広島平和記念都市建設法の制定』）。実際、別府では「この法律によって、既に別府市は当時米軍使用中の乙原ダム（実際の価格は十億円にも相当する）を、実に無償で国から譲与を受けており、かつ上人ヶ浜の国有地六千坪の土地、温水プール敷地中の国有地約六百坪をも無償で譲与を受け」たのだという（『ある市長のノート』）。

問題は、そうした措置が都市開発のみに充てられたということであり、結果として、崇高ともいべき理念そのものからは乖離し、いつしか目的それ自体も忘却されていったことである。研究期間中、各都市の状況を確認したところ、景観上に「都市建設法」の理念ないし文言その他が映し出されている都市はひとつとして存在しなかった。

しかしながら、米軍統治下の沖縄において、この「都市建設法」が奇妙なかたちで姿をあらわすことを確認しえたのは、本研究の成果のひとつである。本土復帰を約 1 年後にひかえるなかで、沖縄島中部に位置する嘉手納基地の門前都市ともいべきコザ市では、コザ市商工会議所・コザ観光協会・沖縄住民の生活を守る会の三団体合同で市議会に対し「国際観光娯楽に関する関係法案の立法要請の決議に関する陳情書」が提出されたのだった。ねらいは、「国際観光娯楽センター」を設置することにあつたのだが、これはラスベガスや香港・マカオのカジノを念頭においた開発計画であり、基地経済からの脱却をはからんとするコザ市の復帰後の道しるべとして提案されたのである。復帰にあわせて立法を試みようとする動きがみられたものの、紆余曲折を経て、コザ市は復帰後の 1972 年 9 月 26 日に「国際文化観光都市」を宣言した。

本研究では、最終的に、このコザ市の「国際文化観光都市」宣言にいたる政治経済過程を明らかにしている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 加藤政洋・河角直美・前田一馬	4. 巻 679
2. 論文標題 伊佐浜・インヌミ・照屋 基地都市コザのミッシング・リンクを求めて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館文學	6. 最初と最後の頁 139-162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤政洋	4. 巻 19
2. 論文標題 センター通りから中央パークアベニューへ 脱基地経済と商業景観の変容	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 KOZA BUNKA BOX	6. 最初と最後の頁 36-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 加藤政洋
2. 発表標題 基地都市コザの地理学
3. 学会等名 日本建築学会都市史小委員会ラウンドテーブル「歴史記述とフィールドワーク」（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 加藤 政洋、河角 直美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 250
3. 書名 おいしい京都学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------